五十九　公営企業経営支援人材ネット事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十　病害虫等の防除に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一号の表第二十八号」とあるのは、「第三条第三号ロの表第九号」と読み替えるものとする。
六十一　貝毒対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十二　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十三　湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十四　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十五　塩害対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十九　公営企業経営支援人材ネット事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十　病害虫等の防除に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十一　貝毒対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十二　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十三　湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十四　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十五　塩害対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。